

昭和三十二年国家公安委員会規則第二号

犯罪捜査規範を次のように定める。

目次

| | |
|---------------------|---|
| 第1章 総則 | 第1節 捜査の心構え（第1条—第14条） |
| 第2章 捜査の組織 | 第2節 捜査の組織（第15条—第26条） |
| 第3章 手配および共助 | 第3節 手配および共助（第27条—第44条） |
| 第4章 檢察官との関係 | 第4節 檢察官との関係（第45条—第49条） |
| 第5章 特別司法警察職員等との関係 | 第5節 特別司法警察職員等との関係（第50条—第54条） |
| 第6章 捜査書類 | 第6節 捜査書類（第55条—第58条） |
| 第7章 捜査の端緒 | 第7節 捜査の端緒（第59条—第62条） |
| 第8章 端緒のは握 | 第8節 端緒のは握（第59条—第62条） |
| 第9章 告訴、告発および自首 | 第9節 告訴、告発および自首（第63条—第75条） |
| 第10章 鐵識 | 第10節 檢証（第155条—第162条） |
| 第11章 送致及び送付 | 第11節 取調べ（第166条—第182条の合意）（第182条の6・第182条の7） |
| 第12章 少年事件に関する特則 | 第12節 少年事件に関する特則（第202条—第217条） |
| 第13章 交通法令違反事件に関する特則 | 第13節 交通法令違反事件に関する特則（第202条—第222条） |

第14章 國際犯罪に関する特則（第223条）

— 第238条

群衆犯罪に関する特則（第239条—第246条）

暴力団犯罪に関する特則（第247条—第252条）

合状の執行（第257条—第269条）

第15章 雜則（第270条—第276条）

第16章 暴力団犯罪に関する特則（第247条—第252条）

第17章 保釈者等の視察（第253条—第256条）

第18章 合状の執行（第257条—第269条）

第19章 雜則（第270条—第276条）

第1章 総則

第1節 捜査の心構え

(この規則の目的)

第1条 この規則は、警察官が犯罪の捜査を行うに当つて守るべき心構え、捜査の方法、手続その他の捜査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(捜査の基本)
第2条 捜査は、事案の真相を明らかにして事件を解決するとの強固な信念をもつて迅速適確に行わなければならない。

2 捜査を行うに当つては、個人の基本的個人権を尊重し、かつ、公正誠実に捜査の権限を行使しなければならない。

(法令等の厳守)

第3条 捜査を行うに当たつては、警察法（昭和29年法律第162号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）その他の法令及び規則を厳守し、個人の自由及び権利を不当に侵害することのないように注意しなければならない。

(合理的捜査)

第4条 捜査を行うに当たつては、証拠によつて事案を明らかにしなければならない。

2 捜査を行うに当たつては、先入観にとらわれず、根拠に基づかない推測を排除し、被疑者その他の関係者の供述を過信することなく、基礎的捜査を徹底し、物的証拠を始めとするあらゆる証拠の発見収集に努めるとともに、鑑識施設及び資料を十分に活用して、捜査を合理的に進めようしなければならない。

(総合捜査)

第5条 捜査を行うに当たつては、すべての情報資料を総合して判断するとともに、広く知識技能を活用し、かつ、常に組織の力により、捜査を合理的に進めるようにしなければならない。

総合的に進めるようにしなければならない。

(被害者等に対する通知)

第6条 捜査は、安易に成果を求めることがなく、犯罪の規模、方法その他諸般の状況を冷静周密に判断し、着実に行わなければならない。

(公訴、公判への配慮)

第7条 捜査は、それが刑事手続の一環であることにかんがみ、公訴の実行及び公判の審理を念頭に置いて、行わなければならない。特に、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第2条第1項に規定する事件に該当する事件の捜査を行う場合は、国民の中から選任された裁判員に分かりやすい立証が可能となるよう、配慮しなければならない。

(被害者等の保護等)

第8条 捜査を行うに当たつては、自己の能力を行わなければならぬ。

2 捜査を行うに当つては、上司から命ぜられた事項を忠実に実行し、常に警察規律を正しくし、協力一致して事案に臨まなければならぬ。

(秘密の保持等)

第9条 捜査を行うに当たつては、秘密を厳守し、捜査の遂行に支障を及ぼさないように注意するとともに、被疑者、被害者（犯罪により害を被つた者をいう。以下同じ。）その他事件の関係者の名譽を害することのないように注意しなければならない。

(秘密の保持等)

2 捜査を行うに当たつては、前項の規定により秘密を厳守するほか、告訴、告発、犯罪に関する申告その他の犯罪捜査の端緒又は犯罪捜査の資料を提供した者その他の捜査の関係者（第1条（被害者等の保護等）第2項において「資料提供者等」という。）の名譽又は信用を害するとのないように注意しなければならない。

(関係者に対する配慮)

2 捜査を行うに当つては、常に言動を慎み、関係者の利便を考慮し、必要な限度をこえて迷惑を及ぼさないように注意しなければならない。

(被害者等に対する配慮)

2 捜査を行うに当たつては、常に言動を慎み、関係者の利便を考慮し、必要な限度をこえて迷惑を及ぼさないように注意しなければならない。

(被害者等に対する配慮)

2 捜査を行うに当たつては、被疑者、被害者その他の事件の公判の審理に証人として出頭する場合を考慮し、および将来の捜査に資するため、その経過その他の参考となるべき事項を明細に記録しておかなければならぬ。

(備忘録)

2 前項の規定は、資料提供者等に後難が及ぶおそれがあると認められる場合について準用する。

(研究と工夫)

2 前項の規定は、資料提供者等に後難が及ぶおそれがあると認められる場合は、被疑者その他の関係者に、当該被害者等の氏名又はこれらを推知させるような事項を告げないようとするほか、必要に応じ、当該被害者等の保護のための措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、資料提供者等に後難が及ぶおそれがあると認められる場合について準用する。

(研究と工夫)

2 前項の規定は、資料提供者等に後難が及ぶおそれがあると認められる場合は、被疑者その他の関係者に、当該被害者等の氏名又はこれらを推知させるような事項を告げないようするほか、必要に応じ、当該被害者等の保護のための措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、資料提供者等に後難が及ぶおそれがあると認められる場合について準用する。

(研究と工夫)

(被害者等に対する通知)

等に對し、刑事手続の概要を説明するとともに、当該事件の捜査の経過その他の被害者等の救済又は不安心の解消に資すると認められる事項を通知しなければならない。ただし、捜査その他の警対の事務若しくは公判に支障を及ぼし、又は関係者の名譽その他の権利を不當に侵害するに判断し、着実に行わなければならない。特に、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第2条第1項に規定する事件に該当する事件の捜査を行う場合は、国民の中から選任された裁判員に分かりやすい立証が可能となるよう、配慮しなければならない。

(被害者等の保護等)

第11条 警察官は、犯罪の手口、動機及び組織的背景、被疑者と被害者等との関係、被疑者の言動その他の状況から被害者等に後難が及ぶおそれがあると認められるときは、被疑者その他の関係者に、当該被害者等の氏名又はこれらを推知させるような事項を告げないようするほか、必要に応じ、当該被害者等の保護のための措置を講じなければならない。

第12条 警察官は、捜査専従員であると否とを問わず、常に捜査関係法令の研究および捜査に関する知識技能の習得に努め、捜査方法の工夫改善に意を用いなければならない。

前項の規定は、資料提供者等に後難が及ぶおそれがあると認められる場合について準用する。

それがあると認められる場合について準用する。

(研究と工夫)

前項の規定は、資料提供者等に後難が及ぶおそれがあると認められる場合は、被疑者その他の関係者に、当該被害者等の氏名又はこれらを推知させるような事項を告げないようするほか、必要に応じ、当該被害者等の保護のための措置を講じなければならない。

前項の規定は、資料提供者等に後難が及ぶおそれがあると認められる場合について準用する。

(研究と工夫)

(警察本部長)

第16条 警察本部長（警視総監または道府県警察本部長をいう。以下同じ。）は、捜査の合理

的な運営と公正な実施を期するため、犯罪の捜査について、全般の指揮監督に当るとともに、職員の合理的配置、その指導教養の徹底、資材施設の整備等捜査態勢の確立を図り、もつてその責に任ずるものとする。

(捜査担当部課長)

第17条 刑事部長、警備部長その他犯罪の捜査を担当する部課長は、警察本部長を補佐し、その命を受け犯罪の捜査の指揮監督に当るものとする。

(警察署長)

第18条 警察署長は、その警察署に関し、犯罪の捜査の指揮監督に当るとともに、捜査の合理的な運営と公正な実施について、警察本部長に対しその責に任ずるものとする。

(捜査指揮)

第19条 前3条に規定する犯罪の捜査の指揮については、常にその責任を明らかにしておかなければならぬ。

2 警察本部長または警察署長が直接指揮すべき事件および事項ならびに指揮の方法その他事件指揮簿の様式等は、警察本部長の定めるところによる。

(捜査主任官)

警察本部長又は警察署長は、当該事件の捜査につき、捜査主任官を指名するものとする。

2 捜査主任官は、第16条から前条まで（警察本部長、捜査担当部課長、警察署長、捜査指揮）の規定により指揮を受け、当該事件の捜査につき、次に掲げる職務を行ふものとする。

(1) 捜査すべき事項及び捜査員の任務分担を定めること。

(2) 押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。

(3) 第3章第5節（捜査方針）の規定により捜査針を立てること。

(4) 捜査員に対し、捜査の状況に関し報告を求めること。

(5) 前号の報告、取調べ状況報告書の確認、被疑者の供述及びその状況を記録した記録媒体の再生その他の方法により、被疑者の取調べの状況を把握すること。

(6) 留置施設に留置されている被疑者（第136条の2（引き当たり捜査の際の注意）第一項において「留置被疑者」という。）に関する事項その他の参考となるべき事項を知

し同項の計画を作成する場合において、留置主任官（被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号）第4条第1項に規定する留置主任官をいう。第136条の2第1項において同じ。）と協議すること。

(7) 被疑者の取調べその他の捜査の適正な遂行並びに被疑者の逃亡及び自殺その他の事故の防止について捜査員に対する指導教養を行うこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属させられ、又は警察本部長若しくは警察署長から特に命ぜられた事項及び職務遂行の状況を勘案し、前項に規定する職務を的確に行うことができると認められる者を指名しなければならない。

(捜査主任官)

警察本部長又は警察署長は、第1項の規定により捜査主任官を指名する場合には、当該事件の内容並びに所属の職員の捜査能力、知識経験及び職務遂行の状況を勘案し、前項に規定する職務を的確に行うことができると認められる者を指名しなければならない。

(捜査主任官)

警察本部長又は警察署長は、当該事件の捜査につき、捜査主任官を指名するものとする。

2 捜査主任官は、第16条から前条まで（警察本部長、捜査担当部課長、警察署長、捜査指揮）の規定により指揮を受け、当該事件の捜査につき、次に掲げる職務を行ふものとする。

(1) 捜査すべき事項及び捜査員の任務分担を定めること。

(2) 押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。

(3) 第3章第5節（捜査方針）の規定により捜査針を立てること。

(4) 捜査員に対し、捜査の状況に関し報告を求めること。

(5) 前号の報告、取調べ状況報告書の確認、被疑者の供述及びその状況を記録した記録媒体の再生その他の方法により、被疑者の取調べの状況を把握すること。

(6) 留置施設に留置されている被疑者（第136条の2（引き当たり捜査の際の注意）第一項において「留置被疑者」という。）に関する事項その他の参考となるべき事項を知

つたときは、速やかに、上司に報告しなければならない。

(報告)

第23条 警察官は、犯罪に關係があると認められる事項その他の参考となるべき事項を知

(新聞発表等)

第24条 警察官は、検察官または他の捜査員との捜査に関する連絡または協力については、あらかじめ順序を経て警察本部長または警察署長に報告して、その指揮を受けなければならぬ（他の機関との連絡等）。

(指名手配)

第25条 捜査に關し、新聞その他の報道機関等に発表を行うときは、警察本部長若しくは警察署長（捜査本部を設置した場合においては捜査本部長）又はその指定する者がこれに当たなければならない。

(指導教養)

第26条 犯罪の捜査に關する指導教養は、幹部、専従員および一般警察官の別に応じ、実務に即して行い、その実効を期さなければならぬ。

(第3節 手配および共助)

(一般的協力義務)

第27条 警察官は、上司の命を受け、犯罪の捜査に從事する。

2 警察官以外の捜査関係職員が、警察官を助けなければならぬ。

(捜査本部)

警察官に對し、共助の依頼（被疑者の逮捕、呼出し若しくは取調べ、盜品等（盜品その他財産に対する罪に當たる行為によつて領得された物）をいう。以下同じ。）その他の証拠物の手配、押収、捜索若しくは検証、参考人の呼出し若しくは取調べ、職員の派遣その他の措置を依頼することをいう。以下同じ。）をすることができる。

2 捜査本部の設置及び解散並びに捜査本部の長及び編成は、警察本部長が命ずる。

3 捜査本部長は、命を受け、捜査本部に所属する職員を指揮監督する。

4 捜査本部を設置した事件の捜査については、すべて捜査本部長の統制に従うものとし、他の警察署において当該事件に關する捜査資料を得たときは、速やかに捜査本部に連絡しなければならない。

(緊急事件手配)

第28条 重要犯罪その他事件の発生に際し、特に、捜査を統一的かつ強力に推進する必要があると認められるときは、捜査本部を設置するものとする。

(共助の依頼)

第29条 捜査のため必要があるときは、他の警察に対し、共助の依頼（被疑者の逮捕、呼出し若しくは取調べ、盜品等（盜品その他財産に対する罪に當たる行為によつて領得された物）をいう。以下同じ。）その他の証拠物の手配、押収、捜索若しくは検証、参考人の呼出し若しくは取調べ、職員の派遣その他の措置を依頼することをいう。以下同じ。）をすることができる。

2 捜査本部の設置及び解散並びに捜査本部の長及び編成は、警察本部長が命ずる。

3 捜査本部長は、命を受け、捜査本部に所属する職員を指揮監督する。

4 捜査本部を設置した事件の捜査については、すべて捜査本部長の統制に従うものとし、他の警察署において当該事件に關する捜査資料を得たときは、速やかに捜査本部に連絡しなければならない。

(指名手配の種別)

第30条 容疑者および捜査資料その他の参考事項について通報を求める手配を、事件手配とする。

(事件手配)

第31条 被犯の逮捕状の發せられている被犯者の逮捕を依頼し、逮捕後身柄の引渡しを要求する手配を、指名手配とする。

(指名手配)

第32条 指名手配を行うに當つては、被犯者を逮捕した場合における身柄の処置につき、次にいずれであるかを明瞭にしなければならない。

(1) 第1種手配（身柄の護送を求める場合の手配をいう。）

(2) 第2種手配（身柄を引取に行く場合の手配をいう。）

2 指名手配は、原則として第1種手配によるものとする。

(指名手配の継続)

第33条 指名手配をした場合においては、常に逮捕状の有効期間に注意し、有効期間経過後なお手配継続の必要があるものについては、逮捕状の再發付を受け、その有効期間を通報しなければならない。

(指名通報)

第34条 被犯者が發見された場合に身柄の引渡しを求めず、かつ、その事件の処理を該警察にゆだねる旨の手配を、指名通報とする。

2 指名通報は、被犯者の氏名等が明らかであり、かつ、犯罪事實が確定なものについて、指

前項の規定により、捜査をゆだねた後においても、当該特別司法警察職員等から捜査のために協力を求められた場合においては、できる限り、これに応じて協力するものとする。
 (引継を受けた場合)
第53条 警察官は、特別司法警察職員等が、その職務の範囲に属する犯罪を捜査する場合において、その事件が職務の範囲に属しない犯罪事件と関連するため、またはその他の理由により、警察官にその捜査を引き継ぐべき旨の申出を受けたときは、警察本部長または警察署長に報告して、その指揮を受け、自らもその捜査を行ふものとする。この場合において、必要があるときは、当該特別司法警察職員等に対し、証拠物の引渡しその他捜査のための協力を求めるとともに、事後の捜査の経過および結果を連絡するものとする。

(捜査が競合する場合)

第54条 警察官は、特別司法警察職員等の職務の範囲に属する犯罪を捜査する場合において、その捜査が当該特別司法警察職員等の行う捜査と競合するときは、警察本部長または警察署長に報告して、その指揮を受け、必要な事項を協議するものとする。

(捜査書類の作成)

第55条 捜査を行うに当つては、司法警察職員は、捜査書類基本書式例による調書その他必要な書類を明確に作成しなければならない。

第56条 書類には、特別の定がある場合を除いては、年月日を記載して署名押印し、所属官公署を表示しなければならない。

第57条 押印は、原則として認印をもつてするものとする。書類（裁判所又は裁判官に対する申立て、意見の陳述、通知その他これらに類する訴訟行為に関する書類を除く。）には、毎葉に契印するものとする。ただし、その謄本又は抄本を作成する場合には、契印に代えて、これに準ずる措置をとることができる。

第58条 書類の余白または空白には、斜線を引き押印するものとする。

(文字の加除)

書類を作成するに当つては、文字を改変してはならない。文字を加え、又は削るとときは、その範囲を明らかにして、訂正した部分に押印しなければならない。ただし、削つた部分は、これを読むことができるよう字體を残さなければならぬ。

第59条 本人が文盲である等やむを得ない理由で書類を代書した場合には、代書事項が本人の意思と相違がないことを確かめた上、代書の理由を記載して署名押印しなければならない。

第二章 捜査の端緒

第1節 端緒のは握

第60条 職務質問に当り、必要があると認められるときは、直ちに、指名手配その他の手配または通報の有無、被害届の有無、鑑識資料の有無等を、電話その他適当な方法により、警視庁もしくは道府県警察本部または警察署に照会しなければならない。

第61条 警察官は、犯罪による被害の届出をする者があつたときは、その届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならない。

第62条 前項の届出が口頭によるものであるときは、被害届（別記様式第6号）に記入を認め又は警察官が代書するものとする。この場合においては、参考人供述調書を作成したときは、被害届の作成を省略することができる。

(被害届の受理)

第63条 被害届（別記様式第6号）に記入を認められた者は、特にすみやかに捜査を行うように努めるとともに、次に掲げる事項に注意しなければならない。

4 前3項の規定は、告訴の取消を受ける場合について準用する。

第64条 告訴または告発を受けたときは、告訴または告発の口頭による取消しを受けたときは、告訴取消調書または告発取消調書を作成しなければならない。

(手配の有無等の照会)

第65条 書面による告訴または告発を受けた場合は、本人から補充の書面を差し出させ、またはその供述を求めて参考人供述調書（補充調書）を作成しなければならない。

第66条 被告者の委任による代理人から告訴を受ける場合には、委任状を差し出させなければならぬ。

第67条 被告者以外の告訴権者の委任による代理人から告訴を受ける場合には、前2項の書面をあわせ差し出させなければならない。

第68条 告訴または告発があった事件については、特にすみやかに捜査を行うように努めるとともに、次に掲げる事項に注意しなければならない。

(告訴事件の搜査)

1 ぶ告、中傷を目的とする虚偽または著しい誇張によるものでないかどうか。

(2) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(3) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(4) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(5) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(6) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(7) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(8) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(9) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(10) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(11) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(12) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(13) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(14) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(15) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(16) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(17) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(18) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(19) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(20) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(21) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(22) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(23) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(24) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(25) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(26) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(27) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(28) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(29) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(30) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(31) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(32) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(33) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(34) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(35) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(36) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(37) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(38) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(39) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(40) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(41) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(42) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(43) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(44) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(45) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(46) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(47) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(48) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(49) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(50) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(51) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(52) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(53) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(54) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(55) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(56) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(57) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(58) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(59) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(60) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(61) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(62) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(63) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(64) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(65) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(66) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(67) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(68) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(69) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(70) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(71) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(72) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(73) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(74) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(75) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(76) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(77) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(78) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(79) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(80) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(81) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(82) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(83) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(84) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(85) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(86) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(87) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(88) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(89) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(90) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(91) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(92) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(93) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(94) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(95) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(96) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(97) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(98) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(99) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(100) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(101) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(102) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(103) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(104) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(105) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(106) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(107) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(108) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(109) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(110) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(111) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(112) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(113) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(114) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(115) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(116) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(117) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(118) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(119) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(120) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(121) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(122) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(123) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(124) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(125) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(126) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(127) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(128) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(129) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(130) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(131) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(132) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(133) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(134) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(135) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(136) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(137) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(138) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(139) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(140) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(141) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(142) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(143) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(144) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(145) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(146) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(147) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(148) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(149) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(150) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(151) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(152) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(153) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(154) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(155) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(156) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(157) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(158) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(159) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(160) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(161) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(162) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(163) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(164) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(165) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(166) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(167) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(168) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(169) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(170) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(171) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(172) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(173) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(174) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(175) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(176) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(177) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(178) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(179) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(180) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がないかどうか。

(181) 当該事件の犯罪事実

2 調査職員から、調査のため臨検、捜索又は差押えを行って、その搜査を行わなければならない。この場合においても、常に調査職員と緊密に連絡をとるものとする。

第74条 犯則事件について調査職員から告発を受けたときは、その捜査を行わなければならない。この場合においても、常に調査職員と緊密に連絡をとるものとする。
(犯則事件の告発)
(犯則事件の要急捜査)

第75条 犯則事件について、直ちにその捜査を行わなければ証拠の収集その他事後における捜査が著しく困難となるおそれがあると認められるときは、未だ調査職員の告発がない場合においても、捜査し、その結果を調査職員に通知しなければならない。

第3章 捜査の開始

第1節 捜査の着手

(着手報告)

第76条 警察官は、犯罪があると思料するときは、捜査の着手に先立ち、順を経て、警察本部長または警察署長に報告し、その指揮を受けなければならぬ。ただし、急速を要する場合においては、必要な処置を行つた後、すみやかに報告するものとする。

(着手に関する判断)

第77条 捜査の着手については、犯罪の輕重および情状、犯人の性格、事件の波及性および模倣性、捜査の緩急等諸般の事情を判断し、捜査の時期または方法を誤らないよう注意しなければならない。

(事件の移送及び引継ぎ)

第78条 警察本部長又は警察署長は、管轄権のない事件又は当該警察において捜査することが適当ないと認められる事件については、速やかにこれを犯罪地又は被疑者の住居地を管轄する警察その他の適當な警察に移送又は引継ぎしなければならない。

2 前項の規定による移送又は引継ぎは、事件引継書(別記様式第5号)により行わなければならない。

第2節 捜査資料
(資料の組織的収集等)

第79条 捜査資料の収集は、捜査専従員のみによつて行われるのでなく、全警察職員の組織的な活動によって行われるよう努めなければならない。

2 前項の規定により収集した捜査資料及びその写しは、適切に管理しなければならない。

4 前2項の規定により収集された捜査資料及び基礎資料の整備

第80条 捜査に資するため、広く犯罪に関係ある社会的諸事情、犯罪を犯すおそれのある者その他の捜査上注意を要すると認められる者の動向等捜査に必要な基礎資料は、常に収集整備しておかなければならぬ。

(資料に基づく捜査)

第81条 捜査を行うに当つては、犯罪に関する有形または無形の資料、内偵による資料その他諸般の情報等確実な資料を収集し、これに基いて捜査を進めなければならない。特に被疑者の逮捕その他の強制処分を行つては、事前にできる限り多くの確実な資料を収集しておかなければならぬ。

(鑑識資料の収集整備及び利用)

第82条 指掌紋、手口、写真その他の鑑識資料は、常に収集整備することに努め、捜査を行うに当つては、それらの多角的利用を図らなければならぬ。

(参考資料の収集活用)

第83条 捜査を行つたときは、そのつど捜査の過程に反省検討を加え、これによつて得たあらゆる参考資料を収集し、事後の捜査に活用するように努めなければならない。

第3節 犯罪現場

(現場臨検)

第84条 警察官は、現場臨検を必要とする犯罪の発生を知つたときは、捜査専従員たると否とも問わず、すみやかにその現場に臨み、必要な捜査を行わなければならない。

2 前項の場合において他に捜査主任官その他の者による現場臨検が行われるべきは、確実に現場を保存するよう努めなければならない。

(現場における負傷者の救護等)

第85条 警察官は、現場を臨検した場合において負傷者があるときは、救護の処置をとらなければならない。

第4節 緊急配備

(1) 時の関係

イ 犯行の日時及びこれを推定し得る状況

ロ 発覚の日時及び状況

3 第1項の規定により収集された捜査資料及び基礎資料が電磁的記録をもつて作成されたものである場合は、電磁的記録の特性を踏まえ、当該電磁的記録に記録された情報が漏えいしないための正確な措置を講じなければならない。

4 前2項の規定により、保管し、又は破棄されなければならない。

3 前項の重傷者が死亡したときは、その時刻を記録しておかなければならぬ。

(原状のままの保存)

第86条 現場の保存に当つては、できる限り現場を犯罪の行われた際の状況のまま保存するようになければならない。

2 負傷者の救護、証拠物件の変質および散逸の予防等特にやむを得ない事情のある場合を除いては、警察官であつても、みだりに現場に入つてはならない。

(現場保存の範囲)

第87条 警察官は、犯罪の行われた地点だけでなく広く現場保存の範囲を定め、捜査資料の発見に資するようにしなければならない。

(現場保存のための処置)

第88条 警察官は、保存すべき現場の範囲を定めたときは、直ちに、これを表示する等適切な処置をとり、みだりに出入する者のないようになければならない。

2 現場において発見された捜査資料で、光線、雨水等により変質、変形または消失するおそれのあるものについてはおおいをしておくようになければならない。

3 現場において発見された捜査資料で、光線、雨水等により変質、変形または消失するおそれのあるものについてはおおいをしておく等適当な方法により、その原状を保存するよう努めなければならない。

(現場保存ができないときの処置)

第89条 負傷者の救護その他やむを得ない理由のため現場を変更する必要があるときまたは捜査資料を原状のまま保存することができないときは、写真、見取図、記録その他の方法により原状を明らかにする処置をとらなければならない。

(現場における捜査の要点)

2 前項の場合において他に捜査主任官その他の者による現場臨検が行われるべきは、確実に現場を保存するよう努めなければならない。

(現場における捜査の要點)

第90条 現場において捜査を行つたときは、現場鑑識その他の科学的合理的な方法により、次に掲げる事項を明らかにするよう努めなければならない。

(1) 時の関係

イ 犯行の日時及びこれを推定し得る状況

ロ 発覚の日時及び状況

ハ 犯行当時における気象の状況

ニ その他時に關し参考となる事項

（2）場所の関係

ハ 現場における器具その他の物品及びその位置及び状況

ニ 現場における道路及びその状況

ロ 家屋その他現場附近にある物件及びその状況

ハ 現場の問取等の状況

ニ 現場における器械その他の工具及びその位置及び状況

ハ その他場所に關し参考となる事項

（3）被害者の関係

ハ 被害者に対する応接その他被害前の状況

ニ 被害時ににおける抵抗、姿勢等の状況

ホ 物件の位置及び程度

ハ 傷害の部位及び程度

ニ 被害品の種別及び数量等被害の程度

（4）被疑者の関係

ハ 被害者の位置及び創傷、流血その他の状況

ニ その他被害者に關し参考となる事項

（5）死体の位置及び創傷、流血その他の状況

（6）死体の位置及び性別

（7）死体の位置及び程度

（8）死体の位置及び程度

（9）死体の位置及び程度

（10）死体の位置及び程度

（11）死体の位置及び程度

（12）死体の位置及び程度

（13）死体の位置及び程度

（14）死体の位置及び程度

（15）死体の位置及び程度

（16）死体の位置及び程度

（17）死体の位置及び程度

（18）死体の位置及び程度

（19）死体の位置及び程度

（20）死体の位置及び程度

（21）死体の位置及び程度

（22）死体の位置及び程度

（23）死体の位置及び程度

（24）死体の位置及び程度

（25）死体の位置及び程度

（26）死体の位置及び程度

（27）死体の位置及び程度

（28）死体の位置及び程度

（29）死体の位置及び程度

（30）死体の位置及び程度

（31）死体の位置及び程度

（32）死体の位置及び程度

（33）死体の位置及び程度

（34）死体の位置及び程度

（35）死体の位置及び程度

（36）死体の位置及び程度

（37）死体の位置及び程度

（38）死体の位置及び程度

（39）死体の位置及び程度

（40）死体の位置及び程度

（41）死体の位置及び程度

（42）死体の位置及び程度

（43）死体の位置及び程度

（44）死体の位置及び程度

（45）死体の位置及び程度

（46）死体の位置及び程度

（47）死体の位置及び程度

（48）死体の位置及び程度

（49）死体の位置及び程度

（50）死体の位置及び程度

（51）死体の位置及び程度

（52）死体の位置及び程度

（53）死体の位置及び程度

（54）死体の位置及び程度

（55）死体の位置及び程度

（56）死体の位置及び程度

（57）死体の位置及び程度

（58）死体の位置及び程度

（59）死体の位置及び程度

（60）死体の位置及び程度

（61）死体の位置及び程度

（62）死体の位置及び程度

（63）死体の位置及び程度

（64）死体の位置及び程度

（65）死体の位置及び程度

（66）死体の位置及び程度

（67）死体の位置及び程度

（68）死体の位置及び程度

（69）死体の位置及び程度

（70）死体の位置及び程度

（71）死体の位置及び程度

（72）死体の位置及び程度

（73）死体の位置及び程度

（74）死体の位置及び程度

（75）死体の位置及び程度

（76）死体の位置及び程度

（77）死体の位置及び程度

（78）死体の位置及び程度

（79）死体の位置及び程度

（80）死体の位置及び程度

（81）死体の位置及び程度

（82）死体の位置及び程度

（83）死体の位置及び程度

（84）死体の位置及び程度

（85）死体の位置及び程度

（86）死体の位置及び程度

（87）死体の位置及び程度

（88）死体の位置及び程度

（89）死体の位置及び程度

（90）死体の位置及び程度

（91）死体の位置及び程度

（92）死体の位置及び程度

（93）死体の位置及び程度

（94）死体の位置及び程度

（95）死体の位置及び程度

（96）死体の位置及び程度

（97）死体の位置及び程度

（98）死体の位置及び程度

（99）死体の位置及び程度

（100）死体の位置及び程度

（101）死体の位置及び程度

（102）死体の位置及び程度

（103）死体の位置及び程度

（104）死体の位置及び程度

（105）死体の位置及び程度

（106）死体の位置及び程度

（107）死体の位置及び程度

（108）死体の位置及び程度

（109）死体の位置及び程度

（110）死体の位置及び程度

（111）死体の位置及び程度

（112）死体の位置及び程度

（113）死体の位置及び程度

（114）死体の位置及び程度

（115）死体の位置及び程度

（116）死体の位置及び程度

（117）死体の位置及び程度

（118）死体の位置及び程度

（119）死体の位置及び程度

（120）死体の位置及び程度

（121）死体の位置及び程度

（122）死体の位置及び程度

（123）死体の位置及び程度

（124）死体の位置及び程度

（125）死体の位置及び程度

（126）死体の位置及び程度

（127）死体の位置及び程度

（128）死体の位置及び程度

（129）死体の位置及び程度

（130）死体の位置及び程度

（131）死体の位置及び程度

（132）死体の位置及び程度

（133）死体の位置及び程度

（134）死体の位置及び程度

（135）死体の位置及び程度

（136）死体の位置及び程度

（137）死体の位置及び程度

（138）死体の位置及び程度

（139）死体の位置及び程度

（140）死体の位置及び程度

（141）死体の位置及び程度

（142）死体の位置及び程度

（143）死体の位置及び程度

（144）死体の位置及び程度

（145）死体の位置及び程度

（146）死体の位置及び程度

（147）死体の位置及び程度

（148）死体の位置及び程度

（149）死体の位置及び程度

（150）死体の位置及び程度

（151）死体の位置及び程度

（152）死体の位置及び程度

ならない。管轄区域外に発生した犯罪について
必要がある場合も、また同様とする。

第94条 警察本部長または警察署長は、緊急配備の目的を達成するため、あらかじめ綿密適正な緊急配備計画を立て、所属警察官に周知させておかなければならない。

2 前項の計画を立てる場合において必要があるときは、隣接警察その他関係機関と密接な連絡をとらなければならない。

(緊急配備の方法)

第95条 緊急配備は、前条の規定による計画に基づき、犯人の数、車両利用の状況、凶器の有無その他犯罪の規模および様態を考慮し、配備に当つべき区域、警察官数、特に警戒すべき地域または地点等を定めて行うものとする。

2 緊急配備を行うに当つては、まず、交通の要所その他の重要な地点に警察官を配置し、事後、逐次配備網を伸縮する等事態に即応して行わなければならぬ。

第5節 捜査方針

(捜査方針の樹立)

第96条 捜査を行うに当つては、捜査方針を立て、その方針に基いて捜査を行わなければならぬ。

2 捜査方針は、現場における捜査等により収集した有形無形の捜査資料、平素収集しておいた基礎資料等すべての資料を総合的に検討し、合理的に判断して、立てなければならない。

(捜査会議)

第97条 捜査方針の実施に当つては、捜査に從事する者の数、技能等を考慮して、その合理的な編成を行い、具体的にその任務を授けなければならぬ。

(任意捜査の原則)

2 加えるため必要があると認められるときは、随時捜査会議を開き、なるべく多くの者の意見を聞くように努めなければならない。

(承諾を求める際の注意)

第100条 任意捜査を行うに当たり相手方の承諾を求めるについては、次に掲げる事項に注意しなければならない。

(承諾を求める際の注意)

(1) 承諾を強制し、またはその疑を受けるおそれのある態度もしくは方法をとらないこと。

(2) 注意性を疑われることのないように、必要な配意をすること。

(3) (開込その他の内偵)

2 捜査を行うに当つては、開込、尾行、密行、張込等により、できる限り多くの捜査資料を入手するよう努めなければならない。

(保全要請)

第101条の2 刑訴法第197条第3項の規定による通信履歴の電磁的記録を消去しないことの求め及び当該求めの取消し並びに同条第4項の規定による期間の延長をするときは、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならぬ。

2 通信履歴の電磁的記録を消去しないことの求め及び当該求めの取消し並びに期間の延長は、司法警察員たる警察官が行わなければならぬ。

(任意出頭)

第102条 捜査のため、被疑者その他の関係者に対して任意出頭を求めるには、電話、呼出状(別記様式第7号)の送付その他適当な方法により、出頭すべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出しに確實に伝達しなければならない。この場合において、被疑者又は重要な参考人の任意出頭については、警察本部長又は警察署長に報告して、その指揮を受けなければならぬ。

2 被疑者その他の関係者に対する任意出頭を求める場合には、電話(別記様式第198号)第1項の規定によらなければならない。この場合において、被疑者の供述に関しては、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げ、かつ、その点を調書に明らかにしておかなければならぬ。

(被疑者の供述に基づく実況見分)

2 被疑者その他の関係者に対して任意出頭を求める場合には、呼出簿(別記様式第8号)に所要事項を記載して、その処理の経過を明らかにしておかなければならぬ。

(女子の任意の身体検査の禁止)

2 前項の場合において、刑訴法第201条の2第2項の規定による逮捕状に代わるもの交付があるときは、当該逮捕状に代わるもの交付に當つては、直ちに裁判官に返還しなければならない。

2 前項の場合において、刑訴法第201条の2第2項の規定による逮捕状に代わるもの交付があるときは、当該逮捕状に代わるもの交付に當つては、直ちに裁判官に返還しなければならない。

(実況見分)

第104条 犯罪の現場その他の場所、身体又は物について事実発見のため必要があるときは、実況見分を行わなければならない。

2 実況見分は、居住者、管理者その他関係者の立会を得て行い、その結果を実況見分調書に正確に記載しておかなければならない。

3 実況見分調書には、できる限り、図面及び写真を添付しなければならない。

4 前項の規定により、実況見分調書を作成するに当つては、写真をはり付けた部分にその説明を付記するなど、分かりやすい実況見分調書となるよう工夫しなければならない。

(実況見分調書記載上の注意)

第105条 実況見分調書は、客観的に記載するよう努め、被疑者、被害者その他の関係者に對し説明を求めた場合においても、その指示説明の範囲をこえて記載することのないように注意しなければならない。

2 被疑者、被害者その他の関係者の指示説明の範囲をこえて、特にその供述を実況見分調書に記載する必要がある場合には、刑訴法第198号第3項から第5項までおよび同法第223条第2項の規定によらなければならない。この場合において、被疑者の供述に関しては、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げ、かつ、その点を調書に明らかにしておかなければならぬ。

(被疑者の供述に基づく実況見分)

2 被疑者その他の者の遺留物を領置するに当つては、居住者、管理者その他関係者の立会を得て行うようしなければならない。

2 前項の領置については、実況見分調書その他によりその物の発見された状況等を明確にし、領置調書を作成しておかなければならぬ。

(遺留物の領置)

第110条 被疑者その他の者の遺留物を領置するに当つては、居住者、管理者その他関係者の立会を得て行うようしなければならない。

2 前項の領置については、実況見分調書その他によりその物の発見された状況等を明確にし、領置調書を作成しておかなければならぬ。

(原状のままの領置)

第111条 領置をするに当つては、指掌紋その他の附着物を破壊しないよう注意するとともに、その物ができる限り原状のまま保存するため適當な方法を講じ、滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないように注意しなければならない。

(廃棄等の処分)

第112条 領置物について廃棄、換価、還付又は仮還付の処分をするときは、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならぬ。ただし、急速に廃棄処分をする必要がある場合においては、処分後速やかに警察本部長又は警察署長にその旨を報告するものとする。

2 還付又は仮還付の処分をするに当つては、相手方から(仮)還付請書を徵しておくとともに、先に仮還付した物について更に還付の処分

をする必要があるときは、還付通知書（別記様式第9号）を交付して行うものとする。同様に運搬又は保管に不便な領置物について、看守者を置き、又は所有者その他の者に、その者の承諾を得て保管させる場合も第1項の場合と同様とする。この場合は、なるべくその者から保管請求書を徴しておかなくてはならない。

4 廃棄（刑訴法第499条第4項の規定によるものに限る）、換価、還付及び仮還付の処分は、司法警察員たる警察官が行わなければならぬ。（還付の公告）

第122条の2 領置物の還付に関する刑訴法第499条第2項の規定による公告をするときは、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならない。

2 前項の公告は、司法警察員たる警察官が行わなければならない。（廃棄処分等と証拠との関係）

第113条 領置物について廃棄又は換価の処分を行つたときは、次に掲げる事項に注意しなければならない。

（1）処分に先立ち、その物の状況を写真、見取り図、模写図又は記録等の方法により明らかにすること。

（2）特に必要があると認められるときは、当該領置物の性状、価格等を鑑定に付しておくこと。

（3）危険を生じ、滅失又は破損するおそれがあり、保管に不便なものである等廃棄又は換価の処分を行うべき相当な理由があることを明確にしておくこと。

2 廃棄又は換価の処分をしたときは、それぞれ書（別記様式第11号）を作成しておかなければならぬ。（調査職員への連絡）

第114条 通告処分の認められている犯則事件に関する領置物について廃棄又は換価の処分をするに当つては、あらかじめ、調査職員に連絡（領置物の還付等の相手方の調査）

第115条 領置物の還付または仮還付の処分をするに当つては、還付または仮還付を受ける者が正当の権限を有する者であるかどうかについて調査を行い、事後に紛議の生ずることがないようにしなければならない。

（領置調書への記載）

第116条 領置物の廃棄、換価、還付または仮還付の処分をするに当つては、その物に係る領置調書中にその旨を記載しておかなければならぬ。（証拠物件保存簿）

第117条 事件の捜査が長期にわたる場合においては、領置物は証拠物件保存簿（別記様式第12号）に記載して、その出納を明確にしておかなければならぬ。

第5章 被捕

（逮捕権運用の慎重適正）

第118条 逮捕権は、犯罪構成要件の充足その他の逮捕の理由、逮捕の必要性、これらに関する疎明資料の有無、収集した証拠の證明力等を充分に検討して、慎重適正に運用しなければならない。（通常逮捕状の請求等）

第119条 刑訴法第199条第2項の規定による逮捕状（以下「通常逮捕状」という。）の請求（当該請求と同時に同法第201条の2第1項の規定による逮捕状に代わるもの）の請求を（当該請求と同時に同法第201条の2第1項の規定による逮捕状に代わるもの）の交付の請求をする場合にあつては、当該逮捕状に代わるものに付する請求を含む。次項において同じ。）は、公安委員会が指定する警部以上の階級による司法警察員（以下「指定司法警察員」という。）が、責任をもつてこれに当たらなければならぬ。

2 指定司法警察員が通常逮捕状の請求をするに当つては、順を経て警察本部長又は警察署長に報告し、その指揮を受けなければならない。

ただし、急速を要し、指揮を受けるいとまのない場合には、請求後、速やかにその旨を報告するものとする。

（緊急逮捕状の請求）

第120条 刑訴法第210条第1項の規定による逮捕状（以下「緊急逮捕状」という。）の請求は、指定司法警察員又は当該逮捕に当つた警察官がこれを行うものとする。ただし、指定司法警察員がいないときは、他の司法警察員たる警察官が請求しても差し支えない。

2 緊急逮捕した被疑者の身柄の処置については、順を経て警察本部長又は警察署長に報告するものとする。

（緊急逮捕状の請求）

第121条 刑訴法第210条第1項の規定による逮捕状に代わるもの（請求する場合にあつては、当該逮捕状に代わるもの）の交付の請求を含む。第125条において同じ。）に当たつては、なるべくその事件の捜査に当つた警察官が裁判官のもとに出頭しなければならない。

2 裁判官から特に当該逮捕状を請求した者の出頭を求められたときは、当該請求者が自ら出頭して、陳述し、又は書類その他の物の提示に当たなければならぬ。（緊急逮捕状の請求のための出頭）

（緊急逮捕状の請求）

第122条 刑訴法第210条の2第3項の規定により逮捕状に代わるもの（被疑者に示すときは、当該逮捕状に代わるもの）の被疑者に示すときは、当該逮捕状に代わるもの）の交付の請求に係る個人特定事項（同条第1項に規定する個人特定事項をいう。第189条第3項において同じ。）が被疑者に知られることがないよう注意しなければならない。（手錠の使用）

留置して取り調べる必要がないと認め、被疑者が親告罪に係るものであつて、未だ告訴がないときは、告訴権者に対して告訴するかどうかを確かめなければならない。（親告罪事件の逮捕状請求）

第123条 逮捕状を請求するに当つて、当該事件が親告罪に係るものであつて、未だ告訴がないときは、告訴権者に対して告訴するかどうかを確かめなければならない。（逮捕状請求の疎明資料）

第124条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことなどを疑うに足りる相当な理由があること及び逮捕の必要があることを疎明するものとすると。ただし、やむをえない事情があるときは、他の裁判所の裁判官に對して請求することができる。（令状等請求簿）

第125条 逮捕状の請求をしたときは、令状等請求簿（別記様式第13号）により請求の手続、発付後の状況等を明らかにしておかなければならぬ。（逮捕状等請求簿）

第126条 逮捕を行ふに当つては、感情にとらわれることなく、沈着冷静を保持するとともに、必要な限度を超えて実力を行使することがないよう注意しなければならない。（逮捕の際の注意）

2 逮捕を行ふに当つては、あらかじめ、その時期、方法等を考慮しなければならない。（逮捕の際の注意）

3 警察本部長又は警察署長は、逮捕を行ふため必要な態勢を確立しなければならない。

4 被疑者を逮捕したときは、直ちにその身体について凶器を所持しているかどうかを調べなければならない。

5 多数の被疑者を同時に逮捕するに当たつては、個々の被疑者について、人相、体格その他の特徴、その犯罪事実及び逮捕時の状況並びに当該被疑者と証拠との関連を明確にし、逮捕、押収その他の处分に関する書類の作成、取調べ及び立証に支障を生じないようにしなければならない。

6 刑訴法第201条の2第3項の規定により逮捕状に代わるもの（被疑者に示すときは、当該逮捕状に代わるもの）の被疑者に示すときは、当該逮捕状に代わるもの）の交付の請求に係る個人特定事項（同条第1項に規定する個人特定事項をいう。第189条第3項において同じ。）が被疑者に知られることがないよう注意しなければならない。

する理由が生じたときは、当該逮捕状を請求した警察官又はこれに代わるべき警察官が、当該逮捕状を発付した裁判官又はその者の所属する裁判所の他の裁判官に対し、書面（引致場所の変更を必要とするときは、引致場所を変更請求書）により逮捕状（逮捕状の発付と同時に逮捕状に代わるもの）の交付がある場合にあつては、逮捕状及び当該逮捕状に代わるもの）の記載の変更を請求するものとする。ただし、やむをえない事情があるときは、他の裁判所の裁判官に對して請求することができる。

第127条 逮捕した被疑者が逃亡し、自殺し、その指揮を受けなければならない。

3 被疑者が緊急逮捕した場合は、逮捕の理由となつた犯罪事実がないこと若しくはその事実が罪とならないことが明らかになり、又は身柄を知らない。

第128条 逮捕状の発付を受けた後、逮捕前に（逮捕状等の記載の変更）

2 おいて、引致場所その他の記載の変更を必要としない。

(実施上の一般的注意)

第140条 捜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行うに当たつては、必要以上に関係者の迷惑になることのないように特に注意しなければならない。

2 捜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行つては、やむを得ない理由がある場合を除くほか、建造物、器具等を損壊し、又は書類その他の物を乱すことがないよう注意するとともに、これを終えたときは、できる限り原状に復しておくようにしなければならない。

(令状の提示)

第141条 令状により搜索、差押え、記録命令付差押え、検証又は身体検査を行うに当たつては、当該処分を受ける者に対し、令状を示さなければならぬ。やむを得ない理由によつて、当該処分を受けたる者に令状を示すことができないときは、立会人に對してこれを示すようにしなければならない。

(逮捕の際の搜索等)

第142条 被疑者を逮捕する場合において必要があるときは、逮捕の現場において刑訴法第20条の規定による搜索、差押または検証を行ひ、検査資料を発見入手するように努めなければならない。(立会い)

第143条 公務所内で搜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行うに当たつては、その長又はこれに代わるべき者に通知してこれに立ち会わせなければならない。

2 前項の規定による場合を除いて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内での搜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行うに当たつては、住居主若しくは看守者又はこれらの方に代わるべき者を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要するときは、この限りでない。

3 女子の身体について搜索を行う場合には、医師又は18歳以上の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

4 女子の身体を検査する場合には、医師又は18歳以上の女子を立ち会わせなければならない。

(被疑者等の立会い)

第144条 捜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行うに当たつて検査上特に必要があるときは、被疑者その他の関係者を立ち会わせるようにしなければならない。

(第三者的立会)

第145条 捜索を行うに当つては、公務所内または人の居住し、もしくは人の看守する邸宅、建造物もしくは船舶内以外の場所でこれを行う場合にも、なるべく第三者の立会を得て行うようにならなければならない。

(立会の執行)

2 前項の場合において、第三者の立会が得られないときは、他の警察官の立会を得て検査を行ふものとする。

(検査の分担)

第146条 捜査を行うに当つては、検査主任官またはこれに代るべき者は、検査すべき場所その他について各人の分担を定め、綿密周到に行なうようにしなければならない。

(執行中の退去および出入禁止)

2 前項の場合においては、立会人またはこれに代るべき者は、検査すべき場所その他について各人の分担を定め、綿密周到に行なうようにしなければならない。

(立会の執行)

第147条 捜査を行うに当つては、立会人またはこれに代るべき者は、検査すべき場所その他について各人の分担を定め、綿密周到に行なうようにしなければならない。

(協力要請)

2 前項の許可を受けないでその場所にある者に対する場合は、退去を強制したまゝ立会人またはこれに代わるべき者を附し、検査の実施を妨げさせないようにしなければならない。ただし、必要な限度をこえて実力を行使することのないようにしなければならない。

(検査の中止の場合はの処置)

第148条 捜査に着手した後、一時これを中止する場合においては、その場所を閉鎖し、または看守者を附して事後の検査の続行に支障がないようにしておかなければならぬ。

(検査調書)

第149条 捜査を行つた場合は、**検査の状況を明瞭にした検査調書** (被疑者検査調書を含む)を作成しなければならない。

2 捜査に際し、処分を受ける者に検査許可状を語および挙動に注意し、新たな検査資料を入手することに努めなければならない。

(第2節 検査)

第150条 捜査をした結果、証拠物または没収すべき物がない場合において、当該処分を受けた者から請求があつたときは、すみやかに検査證明書を作成して交付しなければならない。

(第3節 差押え及び記録命令付差押え)

(領置に関する規定の準用等)

第151条 第109条(任意提出物の領置) 第1項後段、第2項及び第3項並びに第110条第2項から第117条まで(遺留物の領置、原状のままの領置、廃棄等の処分、還付の公告、廃棄処分等と証拠との関係、調査職員への連絡、領置物の還付等の相手方の調査、領置調書への記載、証拠物件保存簿)の規定は、差押え及び記録命令付差押えを行つた場合について準用する。この場合において、第110条第2項及び第116条第1項「領置調書」とあるのは、「差押調書又は記録命令付差押調書」と読み替えるものとする。

(交付又は複写の許可)

2 次に掲げる処分を行つた場合は、これらの処分を受けた者に対しても押収品目録交付書を交付しなければならない。

(1) 刑訴法第222条第1項において準用する同法第110条の2の規定による処分を行つた場合

2 第2項の規定による処分を行つて当たり記録媒体を警察官が用意した場合

2 第2項の規定による処分を行つて当たり記録媒体を警察官が用意した場合

(差押え又は記録命令付差押えに緊急を要する場合)

第154条 犯罪に關係があると認められる物を発見した場合において、その物に対する差押許可状を管者から任意の提出を受ける見込みがないと認められたときは、直ちにその物に対する差押許可状の發付を請求するとともに、その隠匿、散逸等を防止するため適切な処置をとらなければならぬ。

2 犯罪に關係があると認められる電磁的記録を発見した場合において、その電磁的記録に係る記録媒体の所有者若しくは保管者又はその電磁的記録を利する権限を有する者からその電磁的記録に係る記録媒体又はその電磁的記録を記録若しくは印刷された記録媒体について任意の提出を受け見込みがないと認めたときは、直ちにその電磁的記録に係る記録媒体に対する差押許可状又はその電磁的記録に対する記録命令付差押許可状の發付を請求するとともに、その隠匿、散逸等を防止するため適切な処置をとらなければならない。

(交付又は複写の許可)

第154条の2 差押物について、刑訴法第222条第1項において準用する同法第123条第3項の規定による交付又は複写の許可をするときには、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならぬ。

(交付又は複写の許可)

2 前項の交付又は複写の許可は、司法警察員たる警察官が行わなければならぬ。

2 第1項の交付又は複写の許可をするに当つては、相手方から交付請書又は複写電磁的記録請書を徵しておくものとする。

(第1項の交付又は複写の許可)

4 差押えを受けた者が第1項の交付又は複写の許可を受ける権利を放棄する旨の意思を表示した場合は、電磁的記録に係る権利放棄書の提出を求めなければならない。

(第1項の交付又は複写の許可)

5 第1項の交付又は複写の許可に關して刑訴法第499条の2第1項において準用する同法第499条第2項の規定による公告をするときは、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならぬ。

(検査)

第155条 犯罪の現場その他の場所、身体または物の検査に關しては、事實発見のため身体の

(検査)

(第4節 検査)

検査、死体の解剖、墳墓の発掘、物の破壊その他必要な処分をすることができる。

(死体の検証等の注意)

第156条 死体の検証、墳墓の発掘等を行うに当つては、礼を失わないよう注意し、配偶者、直系の親族または兄弟姉妹があるときは、立会を得るようにしなければならない。

前項の場合において、死体の被服、附着物、墳墓内の埋葬物等で検査上必要があると認められ、または差押許可状により差押を行わなければならぬ。(実況見分に関する規定の準用)

第157条 第104条第3項から第106条まで(実況見分、実況見分調書記載上の注意、被疑者の供述に基づく実況見分)の規定は、検証を行つ場合について準用する。この場合において、これらの規定中「実況見分調書」とあるのは、「検証調書又は身体検査調書」と読み替えるものとする。

2 検証を行う場合において他の処分と同時に身体の検査をするときは、別に身体検査調書を作成することなく、検証調書に身体の検査に関する事項をあわせて記載することができる。(検査に関する規定の準用等)

第158条 第145条(第三者の立会)、第147条(執行中の退去および出入禁止)、第147条の2(協力要請)、第148条(検索中止の場合はの処置)及び第149条(検索調査)第1項の規定は、検証を行う場合について、第149条(検査調書)第2項の規定は、検査調書の作成について、それぞれ準用する。この場合において、第149条第1項の規定中「検査調書」とあるのは、「検証調書又は身体検査調書」と読み替えるものとする。(身体検査についての注意)

第159条 身体検査を行うに当たつては、刑訴法第218条第6項の規定により裁判官の付した条件を厳格に遵守するほか、性別、年齢、健康状態、場所の関係その他諸般の状況を考慮してこれを受ける者の名譽を害しないよう注意し、かつ、穏当な方法で行わなければならぬ。

2 身体検査に際し、やむを得ない理由により立会人を得ることができなかつたときは、その事情を身体検査調書に明らかにしておかなければならぬ。(身体検査についての注意)

(医師等の助力)

第160条 身体検査を行うに当つては、必要があると認められるときは、医師その他専門的知識を有する者の助力を得て行わなければならぬ。

(負傷者の身体検査)

第161条 負傷者の負傷部位について身体検査を行うときは、その状況を撮影等により明確に記録する等の方法をとり、できる限り短時間のうちに終了するように努めなければならない。

第162条 刑訴法第222条第7項の規定により、正当の理由がなく身体検査を拒んだ者に対する過料処分またはその者にその拒絶により生じた費用の賠償を命ずべき処分を裁判所に請求するには、過料処分等請求書を作成して行わなければならない。

(没収保全等の請求)

第163条 第119条(通常逮捕状の請求等)の規定は、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第4号。以下この条において「麻薬特例法」という)。第19条第3項、不正競争防止法(平成5年法律第47号)第3

5条第3項及び組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号。以下この条において「組織的犯罪处罚法」という)第23条第1項の没収保全(麻薬特例法第19条第1項、不正競争防止法第35条第1項及び組織的犯罪处罚法第22条第1項の没収保全命令による处分の禁止をいう。次条第1項及び第165条において同じ。)及び附帯保全(麻薬特例法第19条第2項、不正競争防止法第35条第2項及び組織的犯罪处罚法

第164条 第164条 没収保全の請求をするに当たつては、財産が法令の規定により没収することができる財産に当たると思料するに足りる相当な理由があること及び該財産を没収するため没収保全をする必要があることを疎明する被疑者調書、参考人調書、検査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

(任意性の確保)

第165条 取調べを行うに当たつては、強制、拷問、脅迫その他の供述の任意性について疑念をいだかれるような方法を用いてはならない。

(任意性の確保)

2 附帯保全の請求をするに当たつては、処分を禁止すべき権利がその上に存在する財産の没収により当該権利が消滅すると思料するに足りる相当な理由があり当該財産を没収するため附帯保全をする必要があること又は当該権利が仮装のものであると思料するに足りる相当な理由があることを疎明する被疑者調書、参考人調書、検査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

3 取調べは、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたり行うことを避けなければならない。この場合において、午後10時から午前5時までの間に、又は1日につき8時間を超えて、被疑者の取調べを行うときは、警察本部長又は警察署長の承認を受けなければならない。

(精神又は身体に障害のある者の取調べにおける留意事項)

第166条 没収保全又は附帯保全の請求をしたときは、没収保全等請求簿(別記様式第15号)により請求の手続、関係書類の送付月日等を明瞭にしておかなければならない。

(第8章 取調べ)

(取調べの心構え)

第167条 取調べに当たつては、予断を排し、被疑者その他の関係者の供述、弁解等の内容のみにとらわれることなく、あくまで真実の発見を目指として行わなければならない。

(取調べにおける留意事項)

第168条 精神又は身体に障害のある者の取調べを行うに当たつては、その者の特性を十分に理解し、取調べを行う時間や場所等について配慮するとともに、供述の任意性に疑惑が生じることのないように、その障害の程度等を踏まえ、適切な方法を用いなければならない。

(自己の意思に反して供述をする必要がない旨の告知)

第169条 被疑者の取調べを行うに当たつては、あらかじめ、自己の意思に反して供述する必要がない旨を告げなければならない。

2 前項の告知は、取調べが相当期間中断した後再びこれを開始する場合又は取調べ警察官が交代した場合には、改めて行わなければならない。

(取調べの実施)

第170条 共犯者の取調べは、なるべく各別に行つて、通謀を防ぎ、かつ、みだりに供述の符合を図ることのないよう注意しなければならない。

2 取調べを行うに当たり、対質尋問を行う場合には、特に慎重を期し、一方が他方の威圧を受ける等のことがないようその時期及び方法を誤らないよう注意しなければならない。

(証拠物の呈示)

第171条 捜査上特に必要がある場合において、証拠物を被疑者に示すときは、その時期及び方法に適切を期するとともに、その際における被疑者の供述を調書に記載しておかなければならぬ。

(臨床の取調べ)

第172条 相手方の現在する場所で臨床の取調べを行うに当たつては、相手方の健康状態に十分の考慮を払うことはもちろん、検査に重大な支障のない限り、家族、医師その他適当な者を立ち会わせるようにしなければならない。

第1章 送致及び送付

(送致及び送付の指揮)

第193条 捜査を行つた事件について送致又は送付の手続をとるに当たつては、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならぬ。

(関連事件の送致及び送付)
に規定する場合を除き、関連する事件は、原則として、一括して送致又は送付するものとする。

(送致書及び送付書)
事件を送致又は送付するに当たつては、犯罪の事実及び情状等に関する意見を付した送致書又は送付書を作成し、関係書類及び証拠物を添付するものとする。
(送致又は送付後の検査と追送)

第195条 警察官は、事件の送致又は送付後に事件を送致又は送付するに当たつては、犯罪の事実及び情状等に関する意見を付した送致書又は送付書を作成し、関係書類及び証拠物を添付するものとする。

(送致又は送付後の検査と追送)

第196条 警察官は、事件の送致又は送付後に事件を送致又は送付するに当たつては、犯罪の事実及び情状等に関する意見を付した送致書又は送付書を作成し、関係書類及び証拠物を添付するものとする。

(送致又は送付後の検査と追送)

第197条 警察官は、事件の送致又は送付後において、当該事件に係る被疑者につき、余罪のあることを発見したときは、検察官に連絡するとともに迅速やかにその検査を行い、これを追送致(付)されを追送しなければならない。

(余罪の追送致(付))

第198条 捜査した事件について、犯罪事実が極めて軽微であり、かつ、検察官から送致の手続をとる必要がないとあらかじめ指定されたものについては、送致しないことができる。

(微罪処分ができる場合)

第199条 前条の規定により送致しない事件については、その処理年月日、被疑者の氏名、年齢、職業及び住居、罪名並びに犯罪事実の要旨を1月ごとに一括して、微罪処分事件報告書(別記様式第19号)により検察官に報告しなければならない。

(微罪処分の際の処置)

第200条 第198条(微罪処分ができる場合)の規定により事件を送致しない場合には、次の各号に(1)被疑者に対し、厳重に訓戒を加えて、将来を戒めること。

(2)親権者、雇主その他被疑者を監督する地位にある者又はこれらの者に代わるべき者を呼び出し、将来の監督につき必要な注意を与えて、その請書を徴すること。

(3)被疑者に対し、被害者に対する被害の回復、謝罪その他適当な方法を講ずるよう諭すこと。

(犯罪事件処理簿)

第201条 事件を送致し、又は送付したときは、長官が定める様式の犯罪事件処理簿により、その経過を明らかにしておかなければならぬ。

(少年事件処理簿)

第202条 少年事件の検査については、この章に規定するもののほか、一般的の例によるものとする。

(少年事件検査の基本)

第203条 少年事件の検査については、家庭裁判所における審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年(少年法第2条第1項に規定する少年をいう。以下同じ。)の健全な育成を期する精神をもつて、これに当たらなければならない。

(少年の特性の考慮)

第204条 少年事件の検査を行うに当たつては、少年の特性にかんがみ、特に他人の耳目に触れないよう努めなければならぬ。

(犯罪原因等の調査)

第205条 少年事件の検査を行うに当たつては、犯罪の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を詳細に調査しておかなければならぬ。

(少年の特性の考慮)

第206条 少年事件の検査を行つて当たつては、少年の特性にかんがみ、特に他人の耳目に触れないよう努めなければならぬ。

(犯罪原因等の調査)

第207条 少年事件の検査を行つて当たつては、少年の特性にかんがみ、特に他人の耳目に触れないよう努めなければならぬ。

(少年の特性の考慮)

第208条 少年の被疑者については、なるべく身柄の拘束を避け、やむを得ず、逮捕、連行又は護送する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(新聞発表等の際の注意)

第209条 少年事件について、新聞その他の報道機関等に発表するときは、当該少年の氏名又は住居を告げ、その他その者を推知することができるようなことはしてはならない。ただし、特定少年(少年法第62条第1項に規定する特定少年をいう。次条及び第215条第2号において同じ。)のとき犯した罪に係る事件であつて当該罪により公訴を提起された者に係るもの(刑訴法第46条1項の請求がされたもの(刑訴法第46条3条第1項若しくは第2項又は第46条第2項の規定により通常の規定に従い審判をすることとなつたものを除く。)を除く。)については、この限りでない。

(少年事件の送致及び送付先)

第210条 少年事件について検査した結果、その犯罪が罰金以下の刑に当たるものであるときは、刑の輕重にかかわらず、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。

(少年事件の送致及び送付)

第211条 送致又は送付に当たつて、その少年(特定少年を除く。)の被疑者について、罰金以下の刑に当たる犯罪と禁錮以上の刑に当たる犯罪とがあるときは、これらを共に一括して、検察官に送致し、又は送付するものとする。

(関連事件の送致及び送付)

第212条 他の被疑者に係る事件と関連する少年事件の送致又は送付については、次の各号に定めるところによるものとする。

(関連事件の送致及び送付)

第213条 他の被疑者に係る事件と関連する少年事件の送致又は送付については、次の各号に定めるところによるものとする。

(別記様式第19号)

書類が非少年事件についても必要であるときは、その謄本又は抄本を添付すること。

(2)数個の少年事件が関連する場合において、これらを共に検察官に送致し、又は送付するときは、各別の記録として送致し、又は送付すること。

(少年事件についても必要であるときは、その謄本又は抄本を添付すること。

(2)数個の少年事件が関連する場合において、これらを共に検察官に送致し、又は送付するときは、各別の記録として送致し、又は送付すること。

(少年事件についても必要であるときは、その謄本又は抄本を添付すること。

(少年事件についても必要であるときは、その謄本又は抄本を添付すること。

(3)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、その一方を検察官に送致し、又は送付し、他方を家庭裁判所に送致する場合において、一方の事件に関する書類が他方の事件についても必要であるときは、検察官に送致し、又は送付する書類の謄本又は原本を添付すること。

(4)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(5)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(6)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(7)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(8)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(9)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(10)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(11)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(12)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(13)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(14)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(15)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(16)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(17)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(18)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(19)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(20)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(21)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(22)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(23)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(24)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(25)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(26)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(27)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(28)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(29)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(30)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(31)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(32)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(33)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(34)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(35)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(36)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(37)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(38)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(39)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(40)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(41)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(42)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(43)少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

合) 第1項及び第260条(勾引状等執行不適の場合)の規定は、更生保護法(平成19年法律第8号)第63条第6項(同法第73条の3第4項において準用する場合を含む。)の規定により保護觀察に付されている者に対する引致状の執行に当たる場合について準用する。この場合において、第257条及び第259条第1項中「検察官」とあるのは、「地方更生保護委員会又は保護觀察所の長」と、「指揮」とあるのは、「嘱託」と、第260条中「検察官」とあるのは、「地方更生保護委員会又は保護觀察所の長」と、「指揮」とあるのは、「嘱託」と、「指揮をした」とあるのは、「嘱託をした」と、「報告して、指揮を受けなければ」とあるのは、「通知しなければ」と読み替えるものとする。(令状執行に際しての注意)
269条 勾引状その他の令状を執行するに当たつては、必要な限度を超えて実力を行使し、又は相手方の名誉を不当に傷つけることのないように注意しなければならない。

された者を含む。) が行う捜査に關する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | | | | |
|--|---|---------------------------|----------------------------|-----------------------------|----------------|
| 第16条の見出し、第17条、第20条第2項各号列記以外の部分、第22条第2項、第47条、第182条第6、第225条、第26条第2項及び第3項(第230条第4項において準用する場合を含む)、第228条第2項、第229条、第230条第5項及び第7項並びに第238条 | | 警察本部長 | | 第19条第2項 | |
| 署長 | | 警察本部長 | | 第20条第1項及び第3項、警察本部長 | |
| 警察本部長または警察署長 | | 第1項、第101条の2第2長 | | 第73条第1項、第78条又は警察署区警察 | |
| 局長 | | 第1項並びに第102条第1 | | 第1項、第112条第1項及び | |
| 第19条第2項、第24条、及び第76条 | 第45条第2項、第51条、第52条第1項、第53条、第54条、第69条第1項 | 第17条 | 第17条の見出し及び第20条第2項各号列記以外の部分 | 第16条 | 第1項、第112条第1項及び |
| 警察本部長 | 警察本部長 | 刑事部長、警備部長その他犯罪の捜査を担当する部課長 | 捜査担当部課長 | 警察本部長(警視総監または道府県警察本部) | 第1項、第112条第1項及び |
| 区警 | 区警 | 若析企は部別検査課同別課 | バ別課長又は検査課長 | バ別課長 | 第1項、第112条第1項及び |
| 東管 | 東管 | 局長 | 局長 | 局長 | 第1項、第112条第1項及び |
| 附則 | (道警察の特例) | 第182条の6の見出し | 第69条第1項 | 第60条 | 第1項、第112条第1項及び |
| 面本部長に行わせることができる。 | 第276条 | ができないこと | 理してこれを処理すること | 警察署長 | 第1項、第112条第1項及び |
| 面本部長に行わせることができる。 | 道警察本部長は、長官が定めるところにより、この規則の規定によるその職務を行使することができる。 | 本部長 | の犯罪であるため当該事件 | 警察本部長(警視庁もしくは道府県警察本部または警察署) | 第1項、第112条第1項及び |
| 面本部長に行わせることができる。 | 局長 | 管轄区域外でい | 管轄権 | 局長 | 第1項、第112条第1項及び |

1 この規則は、昭和32年9月1日から施行する。

附 則 (昭和34年3月31日国家公
委員会規則第3号) 抄

この規則は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則 (昭和37年4月12日国家公
委員会規則第6号) 抄

この規則は、昭和37年6月1日から施行する。

附 則 (昭和40年11月5日国家公
委員会規則第5号)

この規則は、昭和41年1月1日から施行する。

附 則 (昭和41年9月22日国家公
委員会規則第3号)

この規則は、昭和41年10月2日から施行する。

附 則 (昭和43年6月27日国家公
委員会規則第2号)

この規則は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則 (昭和44年4月30日国家公
委員会規則第3号)

この規則は、昭和44年6月1日から施行する。

附 則 (昭和44年11月6日国家公
委員会規則第7号)

この規則は、昭和45年1月1日から施行する。

附 則 (昭和45年7月30日国家公
委員会規則第6号) 抄

この規則は、昭和45年8月20日から施行する。

附 則 (昭和46年10月28日国家公
安委員会規則第10号) 抄

この規則は、昭和46年12月1日から施行する。

附 則 (昭和47年1月26日国家公
安委員会規則第6号)

この規則は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則 (昭和47年1月26日国家公
安委員会規則第11号)

この規則は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則（昭和49年9月12日国家公安委員会規則第4号）抄
　　この規則は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和50年8月1日国家公安委員会規則第4号）
　　この規則は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年12月7日国家公安委員会規則第9号）
　　この規則は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則（昭和58年10月20日国家公安委員会規則第6号）
　　この規則は、昭和58年11月2日から施行する。

附 則（昭和62年2月19日国家公安委員会規則第4号）
　　この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年10月6日国家公安委員会規則第3号）
　　この規則は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則（平成元年七月三日国家公安委員会規則第一〇号）
　　この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年一二月一八日国家公安委員会規則第一〇号）
　　この規則は、平成三年一月一日から施行する。

附 則（平成四年五月二七日国家公安委員会規則第一三号）
　　この規則は、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する。

2 少年事件送致書の様式については、改正後の法律の施行の日（平成四年七月一日）から施行する。ただし、第五十六条第三項及び別記様式第十九号の改正規定は、同年六月一日から施行する。

2 犯罪事件受理簿（交通事故事件に係るものに限る。）の様式については、第一条の規定による改正後の犯罪捜査規範別記様式第八号の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（平成五年九月一三日国家公安委員会規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

緊急事件手配書、指名手配書（指名通報書）、品触原簿、品触配布簿、被疑者引渡書（事件引繼書）、被害届、犯罪事件受理簿、呼出状、呼出簿、還付通知書、廃棄処分書、換備処分書、証拠物件保存簿、令状請求簿、弁護人選任通知簿、没収保全等請求簿、微罪処分事件報告書、犯罪事件処理簿、少年事件送致書、身上調査表、少年事件簡易送致書、児童通告書、交通法令違反少年事件送致書、交通法令違反事件簿、視察簿及び捜査事故簿の様式については、改正後の犯罪捜査規範第六十二条、第二百二条及び第二百二十二条の規定並びに別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第三号、別記様式第四号、別記様式第五号、別記様式第六号、別記様式第七号、別記様式第八号、別記様式第九号、別記様式第十号、別記様式第十一号、別記様式第十二号、別記様式第十三号、別記様式第十四号、別記様式第十五号、別記様式第十六号、別記様式第十七号、別記様式第十八号、別記様式第十九号、別記様式第二十号、別記様式第二十一号、別記様式第二十二号及び別記様式第二十三号の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

この規則は、刑法の一部を改正する法律の施行の日（平成七年六月一日）から施行する。
附 則（平成七年一月一日から施行する。）
委員会規則第一三号

この規則は、平成八年四月一日から施行する。
附 則（平成八年一月一日から施行する。）
委員会規則第八号

この規則は、平成十年四月一日から施行する。
附 則（平成一年六月一八日国家公安委員会規則第八号）抄
(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成一年一二月二八日国家公安委員会規則第一四号）
(施行期日)

この規則は、刑事訴訟規則の一部を改正する規則（平成十一年最高裁判所規則第九号）の施行の日（平成十二年一月一日）から施行する。
ただし、第六百六十三条の改正規定は、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の施行の日（平成十二年一月一日）から施行する。
2 没収保全等請求簿の様式については、改正後の犯罪捜査規範別記様式第十五号の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（平成一二年三月三〇日国家公安委員会規則第九号）抄
(施行期日)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 民法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの規則による改正規定の適用については、第二条の規定による警備員等の検定に関する規則第六条第三項第三号の改正規定及び第四条の規定による古物営業法施行規則第一条第三項第一号ハの改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成一二年一〇月六日国家公安委員会規則第一六号）
(施行期日)

この規則は、平成十三年一月一日から施行する。
附 則（平成一五年三月五日国家公安委員会規則第一号）

る。このたは様式をこの附安附委附のこの関するこの日かのる。

別記様式第3号（犯罪捜査規範第36条）

別記様式第4号（犯罪捜査規範第36条）

別記様式第5号（犯罪捜査規範第42条、第78条）

注意 1 指名と配る場合は原則に従事する。

2 在席の場合は、その都度記載し、席次を付記すること。

3 急遽予定を変更した場合は、必ず連絡の旨を記入する。この場合においては前回の出席登録をもととして、そのまま出席登録欄に記入し、連絡状の欄に備考欄へ記入する。

4 諸氏登録欄の範囲において、連絡状の書類を付けていないときは、参考事項欄（被祝神社）に記入すること。

5 取扱い上特に留意を要するものは又はどの旨の趣義があつたものについては、(そ1) 在席欄に○を文字で記入せざるを得ない。

（托紙 日本標準規格A4）

| 別記種別 | | 各月度の販賣量(単位:千箱) | | | | | | | | | | | |
|------|------------|----------------|---|-----|------|---|-----|------|---|-----|-----|---|-----|
| 算出期間 | 算出期間の販賣品目名 | 前期実績 | | | 中期実績 | | | 後期実績 | | | 計 | | |
| | | 月 | 日 | 年 | 月 | 日 | 年 | 月 | 日 | 年 | 月 | 日 | 年 |
| | | 月 | 日 | 月 | 月 | 日 | 月 | 月 | 日 | 月 | 月 | 日 | 月 |
| | | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | 1 | 3 | 4 | 1 | 4 |
| | | 2 | 1 | 2 | 3 | 1 | 3 | 4 | 1 | 4 | 5 | 1 | 5 |
| | | 3 | 1 | 3 | 4 | 1 | 4 | 5 | 1 | 5 | 6 | 1 | 6 |
| | | 4 | 1 | 4 | 5 | 1 | 5 | 6 | 1 | 6 | 7 | 1 | 7 |
| | | 5 | 1 | 5 | 6 | 1 | 6 | 7 | 1 | 7 | 8 | 1 | 8 |
| | | 6 | 1 | 6 | 7 | 1 | 7 | 8 | 1 | 8 | 9 | 1 | 9 |
| | | 7 | 1 | 7 | 8 | 1 | 8 | 9 | 1 | 9 | 10 | 1 | 10 |
| | | 8 | 1 | 8 | 9 | 1 | 9 | 10 | 1 | 10 | 11 | 1 | 11 |
| | | 9 | 1 | 9 | 10 | 1 | 10 | 11 | 1 | 11 | 12 | 1 | 12 |
| | | 10 | 1 | 10 | 11 | 1 | 11 | 12 | 1 | 12 | 13 | 1 | 13 |
| | | 11 | 1 | 11 | 12 | 1 | 12 | 13 | 1 | 13 | 14 | 1 | 14 |
| | | 12 | 1 | 12 | 13 | 1 | 13 | 14 | 1 | 14 | 15 | 1 | 15 |
| | | 13 | 1 | 13 | 14 | 1 | 14 | 15 | 1 | 15 | 16 | 1 | 16 |
| | | 14 | 1 | 14 | 15 | 1 | 15 | 16 | 1 | 16 | 17 | 1 | 17 |
| | | 15 | 1 | 15 | 16 | 1 | 16 | 17 | 1 | 17 | 18 | 1 | 18 |
| | | 16 | 1 | 16 | 17 | 1 | 17 | 18 | 1 | 18 | 19 | 1 | 19 |
| | | 17 | 1 | 17 | 18 | 1 | 18 | 19 | 1 | 19 | 20 | 1 | 20 |
| | | 18 | 1 | 18 | 19 | 1 | 19 | 20 | 1 | 20 | 21 | 1 | 21 |
| | | 19 | 1 | 19 | 20 | 1 | 20 | 21 | 1 | 21 | 22 | 1 | 22 |
| | | 20 | 1 | 20 | 21 | 1 | 21 | 22 | 1 | 22 | 23 | 1 | 23 |
| | | 21 | 1 | 21 | 22 | 1 | 22 | 23 | 1 | 23 | 24 | 1 | 24 |
| | | 22 | 1 | 22 | 23 | 1 | 23 | 24 | 1 | 24 | 25 | 1 | 25 |
| | | 23 | 1 | 23 | 24 | 1 | 24 | 25 | 1 | 25 | 26 | 1 | 26 |
| | | 24 | 1 | 24 | 25 | 1 | 25 | 26 | 1 | 26 | 27 | 1 | 27 |
| | | 25 | 1 | 25 | 26 | 1 | 26 | 27 | 1 | 27 | 28 | 1 | 28 |
| | | 26 | 1 | 26 | 27 | 1 | 27 | 28 | 1 | 28 | 29 | 1 | 29 |
| | | 27 | 1 | 27 | 28 | 1 | 28 | 29 | 1 | 29 | 30 | 1 | 30 |
| | | 28 | 1 | 28 | 29 | 1 | 29 | 30 | 1 | 30 | 31 | 1 | 31 |
| | | 29 | 1 | 29 | 30 | 1 | 30 | 31 | 1 | 31 | 32 | 1 | 32 |
| | | 30 | 1 | 30 | 31 | 1 | 31 | 32 | 1 | 32 | 33 | 1 | 33 |
| | | 31 | 1 | 31 | 32 | 1 | 32 | 33 | 1 | 33 | 34 | 1 | 34 |
| | | 32 | 1 | 32 | 33 | 1 | 33 | 34 | 1 | 34 | 35 | 1 | 35 |
| | | 33 | 1 | 33 | 34 | 1 | 34 | 35 | 1 | 35 | 36 | 1 | 36 |
| | | 34 | 1 | 34 | 35 | 1 | 35 | 36 | 1 | 36 | 37 | 1 | 37 |
| | | 35 | 1 | 35 | 36 | 1 | 36 | 37 | 1 | 37 | 38 | 1 | 38 |
| | | 36 | 1 | 36 | 37 | 1 | 37 | 38 | 1 | 38 | 39 | 1 | 39 |
| | | 37 | 1 | 37 | 38 | 1 | 38 | 39 | 1 | 39 | 40 | 1 | 40 |
| | | 38 | 1 | 38 | 39 | 1 | 39 | 40 | 1 | 40 | 41 | 1 | 41 |
| | | 39 | 1 | 39 | 40 | 1 | 40 | 41 | 1 | 41 | 42 | 1 | 42 |
| | | 40 | 1 | 40 | 41 | 1 | 41 | 42 | 1 | 42 | 43 | 1 | 43 |
| | | 41 | 1 | 41 | 42 | 1 | 42 | 43 | 1 | 43 | 44 | 1 | 44 |
| | | 42 | 1 | 42 | 43 | 1 | 43 | 44 | 1 | 44 | 45 | 1 | 45 |
| | | 43 | 1 | 43 | 44 | 1 | 44 | 45 | 1 | 45 | 46 | 1 | 46 |
| | | 44 | 1 | 44 | 45 | 1 | 45 | 46 | 1 | 46 | 47 | 1 | 47 |
| | | 45 | 1 | 45 | 46 | 1 | 46 | 47 | 1 | 47 | 48 | 1 | 48 |
| | | 46 | 1 | 46 | 47 | 1 | 47 | 48 | 1 | 48 | 49 | 1 | 49 |
| | | 47 | 1 | 47 | 48 | 1 | 48 | 49 | 1 | 49 | 50 | 1 | 50 |
| | | 48 | 1 | 48 | 49 | 1 | 49 | 50 | 1 | 50 | 51 | 1 | 51 |
| | | 49 | 1 | 49 | 50 | 1 | 50 | 51 | 1 | 51 | 52 | 1 | 52 |
| | | 50 | 1 | 50 | 51 | 1 | 51 | 52 | 1 | 52 | 53 | 1 | 53 |
| | | 51 | 1 | 51 | 52 | 1 | 52 | 53 | 1 | 53 | 54 | 1 | 54 |
| | | 52 | 1 | 52 | 53 | 1 | 53 | 54 | 1 | 54 | 55 | 1 | 55 |
| | | 53 | 1 | 53 | 54 | 1 | 54 | 55 | 1 | 55 | 56 | 1 | 56 |
| | | 54 | 1 | 54 | 55 | 1 | 55 | 56 | 1 | 56 | 57 | 1 | 57 |
| | | 55 | 1 | 55 | 56 | 1 | 56 | 57 | 1 | 57 | 58 | 1 | 58 |
| | | 56 | 1 | 56 | 57 | 1 | 57 | 58 | 1 | 58 | 59 | 1 | 59 |
| | | 57 | 1 | 57 | 58 | 1 | 58 | 59 | 1 | 59 | 60 | 1 | 60 |
| | | 58 | 1 | 58 | 59 | 1 | 59 | 60 | 1 | 60 | 61 | 1 | 61 |
| | | 59 | 1 | 59 | 60 | 1 | 60 | 61 | 1 | 61 | 62 | 1 | 62 |
| | | 60 | 1 | 60 | 61 | 1 | 61 | 62 | 1 | 62 | 63 | 1 | 63 |
| | | 61 | 1 | 61 | 62 | 1 | 62 | 63 | 1 | 63 | 64 | 1 | 64 |
| | | 62 | 1 | 62 | 63 | 1 | 63 | 64 | 1 | 64 | 65 | 1 | 65 |
| | | 63 | 1 | 63 | 64 | 1 | 64 | 65 | 1 | 65 | 66 | 1 | 66 |
| | | 64 | 1 | 64 | 65 | 1 | 65 | 66 | 1 | 66 | 67 | 1 | 67 |
| | | 65 | 1 | 65 | 66 | 1 | 66 | 67 | 1 | 67 | 68 | 1 | 68 |
| | | 66 | 1 | 66 | 67 | 1 | 67 | 68 | 1 | 68 | 69 | 1 | 69 |
| | | 67 | 1 | 67 | 68 | 1 | 68 | 69 | 1 | 69 | 70 | 1 | 70 |
| | | 68 | 1 | 68 | 69 | 1 | 69 | 70 | 1 | 70 | 71 | 1 | 71 |
| | | 69 | 1 | 69 | 70 | 1 | 70 | 71 | 1 | 71 | 72 | 1 | 72 |
| | | 70 | 1 | 70 | 71 | 1 | 71 | 72 | 1 | 72 | 73 | 1 | 73 |
| | | 71 | 1 | 71 | 72 | 1 | 72 | 73 | 1 | 73 | 74 | 1 | 74 |
| | | 72 | 1 | 72 | 73 | 1 | 73 | 74 | 1 | 74 | 75 | 1 | 75 |
| | | 73 | 1 | 73 | 74 | 1 | 74 | 75 | 1 | 75 | 76 | 1 | 76 |
| | | 74 | 1 | 74 | 75 | 1 | 75 | 76 | 1 | 76 | 77 | 1 | 77 |
| | | 75 | 1 | 75 | 76 | 1 | 76 | 77 | 1 | 77 | 78 | 1 | 78 |
| | | 76 | 1 | 76 | 77 | 1 | 77 | 78 | 1 | 78 | 79 | 1 | 79 |
| | | 77 | 1 | 77 | 78 | 1 | 78 | 79 | 1 | 79 | 80 | 1 | 80 |
| | | 78 | 1 | 78 | 79 | 1 | 79 | 80 | 1 | 80 | 81 | 1 | 81 |
| | | 79 | 1 | 79 | 80 | 1 | 80 | 81 | 1 | 81 | 82 | 1 | 82 |
| | | 80 | 1 | 80 | 81 | 1 | 81 | 82 | 1 | 82 | 83 | 1 | 83 |
| | | 81 | 1 | 81 | 82 | 1 | 82 | 83 | 1 | 83 | 84 | 1 | 84 |
| | | 82 | 1 | 82 | 83 | 1 | 83 | 84 | 1 | 84 | 85 | 1 | 85 |
| | | 83 | 1 | 83 | 84 | 1 | 84 | 85 | 1 | 85 | 86 | 1 | 86 |
| | | 84 | 1 | 84 | 85 | 1 | 85 | 86 | 1 | 86 | 87 | 1 | 87 |
| | | 85 | 1 | 85 | 86 | 1 | 86 | 87 | 1 | 87 | 88 | 1 | 88 |
| | | 86 | 1 | 86 | 87 | 1 | 87 | 88 | 1 | 88 | 89 | 1 | 89 |
| | | 87 | 1 | 87 | 88 | 1 | 88 | 89 | 1 | 89 | 90 | 1 | 90 |
| | | 88 | 1 | 88 | 89 | 1 | 89 | 90 | 1 | 90 | 91 | 1 | 91 |
| | | 89 | 1 | 89 | 90 | 1 | 90 | 91 | 1 | 91 | 92 | 1 | 92 |
| | | 90 | 1 | 90 | 91 | 1 | 91 | 92 | 1 | 92 | 93 | 1 | 93 |
| | | 91 | 1 | 91 | 92 | 1 | 92 | 93 | 1 | 93 | 94 | 1 | 94 |
| | | 92 | 1 | 92 | 93 | 1 | 93 | 94 | 1 | 94 | 95 | 1 | 95 |
| | | 93 | 1 | 93 | 94 | 1 | 94 | 95 | 1 | 95 | 96 | 1 | 96 |
| | | 94 | 1 | 94 | 95 | 1 | 95 | 96 | 1 | 96 | 97 | 1 | 97 |
| | | 95 | 1 | 95 | 96 | 1 | 96 | 97 | 1 | 97 | 98 | 1 | 98 |
| | | 96 | 1 | 96 | 97 | 1 | 97 | 98 | 1 | 98 | 99 | 1 | 99 |
| | | 97 | 1 | 97 | 98 | 1 | 98 | 99 | 1 | 99 | 100 | 1 | 100 |
| | | 98 | 1 | 98 | 99 | 1 | 99 | 100 | 1 | 100 | 101 | 1 | 101 |
| | | 99 | 1 | 99 | 100 | 1 | 100 | 101 | 1 | 101 | 102 | 1 | 102 |
| | | 100 | 1 | 100 | 101 | 1 | 101 | 102 | 1 | 102 | 103 | 1 | 103 |
| | | 101 | 1 | 101 | 102 | 1 | 102 | 103 | 1 | 103 | 104 | 1 | 104 |
| | | 102 | 1 | 102 | 103 | 1 | 103 | 104 | 1 | 104 | 105 | 1 | 105 |
| | | 103 | 1 | 103 | 104 | 1 | 104 | 105 | 1 | 105 | 106 | 1 | 106 |
| | | 104 | 1 | 104 | 105 | 1 | 105 | 106 | 1 | 106 | 107 | 1 | 107 |
| | | 105 | 1 | 105 | 106 | 1 | 106 | 107 | 1 | 107 | 108 | 1 | 108 |
| | | 106 | 1 | 106 | 107 | 1 | 107 | 108 | 1 | 108 | 109 | 1 | 109 |
| | | 107 | 1 | 107 | 108 | 1 | 108 | 109 | 1 | 109 | 110 | 1 | 110 |
| | | 108 | 1 | 108 | 109 | 1 | 109 | 110 | 1 | 110 | 111 | 1 | 111 |
| | | 109 | 1 | 109 | 110 | 1 | 110 | 111 | 1 | 111 | 112 | 1 | 112 |
| | | 110 | 1 | 110 | 111 | 1 | 111 | 112 | 1 | 112 | 113 | 1 | 113 |
| | | 111 | 1 | 111 | 112 | 1 | 112 | 113 | 1 | 113 | 114 | 1 | 114 |
| | | 112 | 1 | 112 | 113 | 1 | 113 | 114 | 1 | 114 | 115 | 1 | 115 |
| | | 113 | 1 | 113 | 114 | 1 | 114 | 115 | 1 | 115 | 116 | 1 | 116 |
| | | 114 | 1 | 114 | 115 | 1 | 115 | 116 | 1 | 116 | 117 | 1 | 117 |
| | | 115 | 1 | 115 | 116 | 1 | 116 | 117 | 1 | 117 | 118 | 1 | 118 |
| | | 116 | 1 | 116 | 117 | 1 | 117 | 118 | 1 | 118 | 119 | 1 | 119 |
| | | 117 | 1 | 117 | 118 | 1 | 118 | 119 | 1 | 119 | 120 | 1 | 120 |
| | | 118 | 1 | 118 | 119 | 1 | 119 | 120 | 1 | 120 | 121 | 1 | 121 |
| | | 119 | 1 | 119 | 120 | 1 | 120 | 121 | 1 | 121 | 122 | 1 | 122 |
| | | 120 | 1 | 120 | 121 | 1 | 121 | 122 | 1 | 122 | 123 | 1 | 123 |
| | | 121 | 1 | 121 | 122 | 1 | 122 | 123 | 1 | 123 | 124 | 1 | 124 |
| | | 122 | 1 | 122 | 123 | 1 | 123 | 124 | 1 | 124 | 125 | 1 | 125 |
| | | 123 | 1 | 123 | 124 | 1 | 124 | 125 | 1 | 125 | 126 | 1 | |

〈用紙 日本画製観察A4〉

別記様式第6号（犯罪捜査規範第611条）

| | |
|-------------------|--|
| 引渡し(引取)者 を置ける所 | 以上のとおり引渡し(引取)を受けた。 年 月 日 署名 ④ |
|-------------------|--|

注記 1. 引渡し(引取)と申すことは、正副副本を作成し原本を(要)
持つこと。
2. 引渡し(引取)に當つては、正副副本を作成し原本を(要)
持つこと。
3. 帽物等区分欄の該当部分に太字を付けること。
(用紙 日本法規便覧A-4)

| | |
|------------------------------|--|
| 別記様式第6号（犯罪捜査規範第611条）（その2） | |
| 警 務 所 年 月 日 | |
| 警務署名 指定入社日 氏名 年月日 （署名） | |
| 次のとおり 警務があるとしたからお受けします。 | |
| 警務の氏名、 職名、氏名、年齢 | |
| 警務の年月日 | |
| 警 務 の 場 所 | |
| 警 務 の 條 款 | |

(用紙 日本法規便覧A-4)

| | |
|---|-----|
| 別記様式第6号 | |
| (その2) | |
| 警務署名 | |
| 品 名 数 量 保 存 期 間 所 有 者 | |
| 警 務 管 球 | |
| 犯人の性別、年齢、 職名、年齢、性別、 警務から之を差し けたる事実 | |
| 空 | |
| 提出整理券 係 | 大 事 |

注記 1. 犯人と被疑者が異なるときは、被疑人の被疑との間及び本
人犯との理由を被疑品その他あるべき事項に記入すること。
2. 犯人の性別によつて警務官が代りしたことには、空欄に「以上本
人の性別により代書した。氏名、官職、年齢、性別」を記入し、押印すること。
(用紙 日本法規便覧A-4)

| | |
|---|--|
| 別記様式第7号（犯罪捜査規範第612条）（その2） | |
| 年 月 日 | |
| 警 務 所 年 月 日 (署名) | |
| の内について説明申しあげますから、次 の日場、場所においてください。 | |
| 1. 日時 年 月 日 時 分から 午 時 分まで | |
| 2. 場所 警務署 提出用具 | |
| 注記 1. この通達書、印鑑 押印してください。 2. 交通の費 上記の日時に来られないときは、その理由を通知してください。 | |

(用紙 日本法規便覧A-4)

別記様式第7号（犯罪捜査規範第102条）

別記様式第8号 (犯罪捜査規範第102条)

注意 送り方庄機、振込済、参考人等の別欄、手出しを要する専用欄及び組合欄の勘定部分に丸印を付けること。

OE版 日本医療技術 A 4

別記様式第9号（犯罪捜査規範第112条）

| | |
|---|--|
| 別定稿改第9号 (別冊改第11号) (平成2年1月1日付) | |
| 書 付 通 知 書 | |
| 年 月 日 | |
| 般 常 事 因 | |
| (電報) > | |
| 1 | |
| 郵便の記載品は、 年 月 日 郵便局にてあてなきに依 るとしておきましたが、必須がなくて手書きしたから、郵便に附けられました。謝 りありがとうございます。 | |
| 取扱査定 | |
| (署名) 日本郵便株式会社 | |

（完）日本魔界风格 A 4

〔用紙 日本産業規格 A4〕

別記様式第10号（犯罪捜査規範第113条）

| 両葉 気 分 布 | | 月 日 |
|--|-------|--------------------|
| 警報要 | | |
| 被災者に対する被災者に関する記録について、 次のとおり記入せよ。 | | |
| 被災者名 | 年 月 日 | 令和元年 神 分から 神 分までの間 |
| 被災者に対する被災者名 | | |
| 姓 名 性 別 年 齢 職 業 | | |
| 被災状況(被災の原因、被災の状況、被災の範囲等)を記入せよ。ただし、記入が多すぎると記入が困難な場合は、別紙に記入せよ。 | | |
| 被災状況(被災の原因、被災の状況、被災の範囲等)を記入せよ。ただし、記入が多すぎると記入が困難な場合は、別紙に記入せよ。 | | |
| 姓 名 性 別 年 齢 職 業 | | |
| 被災状況(被災の原因、被災の状況、被災の範囲等)を記入せよ。ただし、記入が多すぎると記入が困難な場合は、別紙に記入せよ。 | | |
| 姓 名 性 別 年 齢 職 業 | | |
| 被災状況(被災の原因、被災の状況、被災の範囲等)を記入せよ。ただし、記入が多すぎると記入が困難な場合は、別紙に記入せよ。 | | |
| 姓 名 性 別 年 齢 職 業 | | |

(単紙 日本書簡模倣 A4)

別記様式第11号（犯罪捜査規範第113条）

（完）日本魔界风格 A 4

別記様式第12号（犯罪捜査規範第117条）

注意 1 王管課以外の管轄に移したときは、払出しに準じて記載すること。
2 個々の取扱い等のための出納については、払出し欄に記載を要しない。

(用紙 日本産業規格 A 4)

（用紙 日本国際規格 A4）

別記様式第13号（犯罪捜査規範第125条）

注意 「合併等個別」には、通常既に代わるもの等を被験者に示した場合も含む。
(用紙) 日本産業規格 A4

別記様式第14号（犯罪捜査規範第132条）

| 支拂人選任通知書 | | | | | |
|----------|---------------|-----------|--------|--------|--------|
| 姓 名 | 性 別 | 年 齢 | 職 業 | 通 勤 | 通 勤 |
| 中 田 仁 時 | 男 | 日 月 午 時 分 | | | |
| 通 加 日 祐 | 男 | 日 月 午 時 分 | | | |
| 溝口及び酒井酒造 | | | | | |
| 通 加 方 法 | 電 脳、そ の 他 () | | | | |
| 中 田 仁 時 | 男 | 日 月 午 時 分 | | | |
| 通 加 日 祐 | 男 | 日 月 午 時 分 | | | |
| 溝口及び酒井酒造 | | | | | |
| 通 加 方 法 | 電 脳、そ の 他 () | | | | |
| 中 田 仁 時 | 男 | 日 月 午 時 分 | | | |
| 通 加 日 祐 | 男 | 日 月 午 時 分 | | | |
| 溝口及び酒井酒造 | | | | | |
| 通 加 方 法 | 電 脳、そ の 他 () | | | | |
| 中 田 仁 時 | 男 | 日 月 午 時 分 | | | |
| 通 加 日 祐 | 男 | 日 月 午 時 分 | | | |
| 溝口及び酒井酒造 | | | | | |
| 通 加 方 法 | 電 脳、そ の 他 () | | | | |
| 中 田 仁 時 | 男 | 日 月 午 時 分 | | | |
| 通 加 日 祐 | 男 | 日 月 午 時 分 | | | |
| 溝口及び酒井酒造 | | | | | |
| 通 加 方 法 | 電 脳、そ の 他 () | | | | |

(用紙 日本産業規格 A4)

別記様式第15号（犯罪捜査規範第165条）

(用紙 日本産業規格 A4)

2 別記様式第16号（犯罪捜査規範第182条の2）

| | |
|-------------------------|---|
| 別記様式第16号（犯罪捜査規範第182条の2） | |
| 取扱い次第報告書 | |
| 年 月 日 | |
| 司法警察員 | 署 |
| 署名 | 印 |
| 取扱い次第を作成する。 | |
| 被疑者・被告人の名前 () 年 月 日生 | |
| 逮捕・勾留の事由 年・月 | |
| 取扱い次第の日 年 月 日 | |
| 取扱い次第の時間 年 月 日 | |
| 休憩・休憩の時間 年 月 日 | |
| 取扱いの場所 年 月 日 | |
| 取扱い執務番号 年 月 日 | |
| 取扱い執行番号 年 月 日 | |
| 被疑者の心身及び年齢 年・月 | |
| その他の事項 年・月 | |
| 年 月 日 承認 () | |

注意 1. 本欄に該当する部分に△をつけること。
2. 被疑者が供述の内容を複数回に亘る場合、該疑者が連続次回と記載されていること
は、連続又は複数の連続次回となつているとの意味で承ることの記載が
要する。

(同紙 日本書類便函A 4)

2 別記様式第17号（犯罪捜査規範第182条の2）

| | |
|-----------------------------|---|
| 別記様式第17号（犯罪捜査規範第182条の2） | |
| 会津開拓報告書 | |
| 年 月 日 | |
| 司法警察員 | 署 |
| 署名 | 印 |
| 会津に係る被疑者を会津開拓したので、その結果報告する。 | |
| 被疑者・被告人の名前 () 年 月 日生 | |
| 逮捕・勾留の日 年 月 日 | |
| 取扱い次第の時間 年・月 | |
| 取扱い執務番号 年 月 日 | |
| その他の事項 年・月 | |
| 取扱いの場所 年 月 日 | |
| 取扱いの執務番号 年 月 日 | |
| 取扱いの執行番号 年 月 日 | |
| 被疑者の心身及び年齢 年・月 | |
| その他の事項 年・月 | |
| 年 月 日 承認 () | |

注意 1. 本欄に該当する部分に△をつけること。
2. 取扱い次第報告書の箇所を述べてること。

(同紙 日本書類便函A 4)

4 別記様式第18号（犯罪捜査規範第182条の2）

| | |
|---|---|
| 別記様式第18号（犯罪捜査規範第182条の2） | |
| 事件・詐欺容疑報告書 | |
| 年 月 日 | |
| 司法警察員 | 署 |
| 署名 | 印 |
| 詐欺犯に対する取扱い | |
| 取扱いを行った際に虚偽・疑惑化した状況は、下記のとおりであるので 報告する。 | |
| 1. 勘定・期間年月日時 年 月 日午 時 分から 年 月 日午 時 分までの間 | |
| 2. 勘定・勘定場所 | |
| 3. 勘定・勘定担当者 | |
| 4. その他の必要事項 | |
| 年 月 日 承認 () | |

(同紙 日本書類便函A 4)

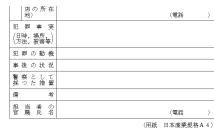
別記様式第19号（犯罪捜査規範第182条の2）

| | |
|-------------------------|---|
| 別記様式第19号（犯罪捜査規範第182条の2） | |
| 詐欺容疑報告書 | |
| 年 月 日 | |
| 検査官 | 署 |
| 署名 | 印 |
| 詐欺容疑報告する。 | |
| 犯行年月日 犯行地名、年齢、職業、性別、 | |
| 犯行年月日 犯行地名、年齢、職業、性別、 | |
| 犯行年月日 犯行地名、年齢、職業、性別、 | |
| 犯行年月日 犯行地名、年齢、職業、性別、 | |
| 年 月 日 承認 () | |

(同紙 日本書類便函A 4)

注意 1 この登場者は、判刑少年に係る事件の家庭裁判所への登場に用いること。
 2 脚料、身上及び身柄運行の各該部分に丸印を付けること。
 3 身柄等区分欄の該当部分に丸印を付けること。
 4 身上差置表を添付すること。

別記様式第21号（犯罪捜査規範第213条）



用紙 日本産業規格 A4

注意 1 少年の職場は、なるべく具体的に記載すること。
2 少年の交通事故令済反対事件であつて身柄を拘束しない場合に限りこの
該教書によつて事件を説教することができる。
3 この該教書によるときは、身上調査表の簽名を要しない。
(用紙 日本復業規格A4)

別記様式第24号（犯罪捜査規範第256条）

| 見 | | 面 | |
|---|--|---------------------------------|-------------|
| 本 國 籍 住 在 國 籍 次 名 生 年 月 日 | | 年 月 日 生 (西) | |
| 姓 名 及 其 號 | | | |
| 出生 地 點 | | 性 別 | |
| 就 學 處 所 及 通 過 考 試 之 日 | | 學 校 及 學 科 名 稱 | 年 月 日 |
| 體 格 及 其 特 徵 等 項 目 | | | |
| 唐 突 事 件 史 | | | |
| 傳 染 病 史 | | | |
| 其 他 事 件 史 | | | |
| 記 事 欄 | | | |

〔用紙 日本画規格A4〕

注記 必要でない事項は消すこと。

別記様式第25号（犯罪捜査規範第274条）

《DNA》日本高橋昭久人著

| | | |
|---------------------------|---|------------------|
| 新規登録登録番号 | | (その他) |
| 事務所又は 組織の名前と なつている点 | | |
| 上記の問題に ついての資料等 | | |
| 効用結果 | | |
| 相 談 書 | 質 問 方 式 表 及 比 較 表 本 書 | 月 日 箇 号 |
| 印紙、日本郵便料金控合 | | |

(用紙 日本製紙)